

問題演習解答

労働基準法②

	出題年度	正解	○×
問1	平成19年問3	A	
問2	平成19年問5	C	
問3	平成20年問3	B	
問4	平成21年問6	E	
問5	平成22年問4	E	
問6	平成21年問4	B	
問7	平成23年問4	D	
問8	平成24年問5	A	
問9	平成25年問3	B	
問10	平成24年問1	D	
問11	平成26年問3	C	
問12	平成25年問7	E	
問13	平成26年問5	C	
問14	平成27年問5	A	
問15	平成28年問3	D	
			合計 点

問 1 【平成19年間3】

- A 正しい 「平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した金額を下つてはならない。
- 一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十(労働基準法12条1項1号)
- B 誤り 「子の看護休暇を取得した期間」は、その日数その期間中の賃金を平均賃金算定の基礎となる期間及び賃金の総額から「控除しない」(労働基準法12条3項)。したがって、「子の看護休暇を取得した期間」について、その日数その期間中の賃金を平均賃金算定の基礎となる期間及び賃金の総額から「控除する」とする本肢の記述は誤りである。
- C 誤り 住宅の形態ごとに一律に定額で支給することとされているものは、割増賃金の基礎から除かれる住宅手当に該当しないため、割増賃金の基礎となる賃金に算入する(労働基準法37条5項、法施行規則21条、平11.3.31基発170号)。したがって、「割増賃金の基礎となる賃金には算入しない」とする本肢の記述は誤りである。
- D 誤り 休日労働と深夜業が重複した場合には、2.5割+3.5割=6割以上の率で計算した割増賃金を支払う必要がある。そして、本肢で休日労働となるのは、法定休日の午前0時から午前2時までである(労働基準法37条1項、4項、法施行規則20条2項)。そうだとすると、6割以上の割増賃金を支払う必要があるのは、深夜業と重なりあう「午前0時から午前2時まで」である。したがって、6割以上の割増賃金を支払う必要がある時間を「午後10時から翌日の午前2時まで」としている本肢の記述は誤りである。
- なお、午後10時から午前0時までは深夜業と時間外労働が重複しているので、5割以上の割増賃金を支払う

HB77頁、79頁

HB78頁

HB110頁

HB106頁～
107頁、111頁

必要がある。

- E 誤り 割増賃金の計算の便宜上、「1箇月」における時間外労働、休日労働及び深夜労働の各時間数に1時間未満の端数がある場合は、「1箇月」ごとに、30分未満の端数を切り捨て、30分以上の端数を1時間に切り上げて計算する措置は、法違反として取り扱わない（労働基準法24条1項、37条、昭和63.3.14基発150号）。したがって、割増賃金の計算の際の端数処理について、「1日」を単位とする本肢の記述は誤りである。 HB 84頁

問 2 【平成19年問5】 HB 94頁～

- A 正しい 労働基準法32条、平成16.8.27基発0827001号 HB 94頁

- B 正しい 労働基準法32条
大星ビル管理事件・最判平14.2.28 HB 94頁

「労基法32条の労働時間（以下「労基法上の労働時間」という。）とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、実作業に従事していない仮眠時間（以下「不活動仮眠時間」という。）が労基法上の労働時間に該当するか否かは、労働者が不活動仮眠時間において使用者の指揮命令下に置かれていたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものというべきである（最高裁平成7年（オ）第2029号同12年3月9日第一小法廷判決・民集54巻3号801頁参照）。そして、不活動仮眠時間において、労働者が実作業に従事していないというだけでは、使用者の指揮命令下から離脱しているということはず、当該時間に労働者が労働から離れることを保障されていて初めて、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていないものと評価することができる。したがって、不活動仮眠時間であっても労働からの解放が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たるというべきである。そして、当該時間において労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価される場合には、労働からの解放が保障されているとはいえず、労働者は使用者の指揮命令下に置か

れているというのが相当である。

そこで、本件仮眠時間についてみるに、前記事実関係によれば、Xらは、本件仮眠時間中、労働契約に基づく義務として、仮眠室における待機と警報や電話等に対して直ちに相当の対応をすることを義務付けられているのであり、実作業への従事が必要が生じた場合に限り得られるとしても、その必要が生じることが皆無に等しいなど実質的に上記のような義務付けがされていないと認めることができるような事情も存しないから、本件仮眠時間は全体として労働からの解放が保障されているとはいえず、労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価することができる。したがって、Xらは、本件仮眠時間中は不活動仮眠時間も含めてY社の指揮命令下に置かれているものであり、本件仮眠時間は労基法上の労働時間に当たるといふべきである。」

なお、継続的労務に関しては、労働時間、休憩及び休日に関する規定が適用されない（労働基準法41条）場合があるが、その場合であっても労働基準監督署長の許可が必要である。

- C 誤り 本肢の記録の保存期間は「3年間」である（労働基準法109条、平成13.4.6基発339号）。したがって、記録の保存期間を「5年間」としている本肢の記述は誤りである。 HB165頁
- D 正しい 労働基準法32条の2第1項、40条1項、法施行規則25条の2第1項、2項、平9.3.25基発195号 HB95頁
- E 正しい 労働基準法41条は、「この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。
一 別表第一第六号（林業を除く。）又は第七号に掲げる事業に従事する者
二 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者
三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの」と規定しており、労働基準法38条の3第1項を除外していない。なお、平12.1.1基発1号 HB112頁、97頁参照

別表第一第六号（林業を除く。）又は第七号
「六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、
採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事
業その他の畜産、養蚕又は水産の事業」

問 3 【平成20年間3】

HB 76頁～

A 誤り

「法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合」においては、通貨以外のもので支払うことができる（労働基準法24条1項ただし書）。したがって、労使協定によって通貨以外のもので支払うことができるとする本肢の記述は誤りである。

HB 80頁

なお、労使協定によって例外が認められている原則は、全額払いの原則である。

「ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。」（労基法24条1項ただし書き）」

B 正しい

労働基準法施行規則7条の2第1項1号

HB 80頁

C 誤り

「賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。」（労働基準法24条2項）とされている。そして、「1箇月を超える」期間の出勤成績によって支給される精勤手当については、毎月一回以上「支払う必要はない」とされている（法施行規則8条1号）。したがって、「1箇月を超える」期間の出勤

HB 85頁

成績によって支給される精勤手当について、毎月1回以上「支払う必要がある」とする本肢の記述は誤りである。

D 誤り

賃金は、直接労働者に、支払わなければならない（労働基準法24条1項本文）。したがって、「未成年者の親権者又は後見人は、その賃金を代わって受け取ることができる」とする本肢の記述は誤りである。

HB 8 1 頁

E 誤り

「法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定（いわゆる労使協定）がある場合」においては、賃金の一部を控除して支払うことができる（労働基準法24条1項ただし書）。したがって、「労働協約に別段の定めがある場合」に賃金の一部を控除して支払うことができるとする本肢の記述は誤りである。

HB 8 3 頁

問 4

【平成21年問6】

HB 1 2 2 頁～

A 誤り

休憩時間中の外出について所属長の許可を受けさせることは、労働者が事業場内において、自由に休息をしよう場合には、必ずしも労働基準法34条3項違反にはならない（労働基準法34条3項、昭23.10.3基発1575号）。したがって、「休憩時間中に外出することについて所属長の許可を受けさせてはならない」とする本肢の記述は誤りである。

HB 1 2 4 頁

B 誤り

労働時間が6時間を「超える」場合には、少なくとも45分の休憩時間を与えなければならない（労働基準法34条1項）。したがって、本肢は、6時間の労働をさせており、労働時間が6時間を「超える」場合ではないため、「少なくとも45分の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない」とする本肢の記述は誤りである。

HB 1 2 2 頁

C 誤り

建設の事業場については、一斉に休暇を与えない場合には、「労使協定」を締結すればよい（労働基準法34条2項ただし書）。したがって、一斉に休暇を与えない場合には、「所轄労働基準監督署長の許可」を必要とする本肢の記述は誤りである。

HB 1 2 3 頁

- D 誤り 本肢のような3交代連続勤務制の場合、継続24時間の休日を与えればよいとされている（労働基準法35条1項、昭63.3.14基発150号）。したがって、「継続24時間の休息を与えても、労働基準法第35条の休日を与えたことにはならない」とする本肢の記述は誤りである。
- E 正しい 労働基準法35条、昭63.3.14基発150号
- 問 5 【平成22年問4】
- A 正しい 大星ビル管理事件・最判平14.2.28
- B 正しい 三菱重工長崎造船所事件・最判平12.3.9
- 「労働者が、就業を命じられた業務の準備行為等を事業所内において行うことを使用者から義務付けられ、又はこれを余儀なくされたときは、当該行為を所定労働時間外において行うものとされている場合であっても、当該行為は、特段の事情のない限り、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、当該行為に要した時間は、それが社会通念上必要と認められるものである限り、労働基準法上の労働時間に該当する。」
- C 正しい 労働基準法41条2号、昭63.3.14基発150号
- D 正しい 労働基準法33条1項
- E 誤り 運転手に対する賃金が、毎月1日から末日までの間の稼働によるタクシー料金の月間水揚高に一定の歩合を乗じた歩合給の形で支払うというもので、この歩合給には、いわゆる基本給部分だけでなく、時間外労働（残業）や深夜労働に対する割増賃金（残業代・深夜手当）も含まれていたか争われた事案において、最高裁判所の判例は、「通常の労働時間の賃金に当たる部分と時間外及び深夜の割増賃金に当たる部分とを判別することができないものであった場合、歩合給の支給によって時間外及び深夜の割増賃金が支払われたとすることは困難なものというべきであり、別途割増賃金を支払う義務がある」とする（高知県観光事件・最判平6.6.13）。したがって、「歩合給の支給によって労働基準法第37条に規定する時間外及び深夜の割増賃金が支払われたと解釈することができる」とする本肢の記述は誤りである。

- 問 6 【平成21年問4】
- A 誤り 労働協約に定めがある場合、小切手や自社製品などの通貨以外のもので支払うことができる（労働基準法24条1項ただし書、法施行規則7条の2）。したがって、上記の場合、小切手や自社製品などの通貨以外のもので支払うことは「できない」とする本肢の記述は誤りである。
- B 正しい 労働基準法24条1項、昭63.3.14基発150号
- C 誤り 設問の場合、労働基準法24条1項が適用され、使用者は直接労働者に賃金を支払わなければならないとするのが最高裁判所の判例である（小倉電話局事件・最判昭43.3.12）。したがって、賃金債権の譲受人は使用者にその支払を求めることが「許される」とする本肢の記述は誤りである。
- D 誤り 使用者の責めに帰すべき事由によって解雇された労働者が解雇無効期間中に他の職に就いて得た利益を、使用者が支払うべき解雇無効期間中の賃金額から控除して支払うことは許されるとするのが最高裁判所の判例である（あけぼのタクシー事件・最判昭62.4.2）。したがって、賃金額から控除して支払うことは「およそ許されない」とする本肢の記述は誤りである。
- E 誤り 年俸制にも、毎月1回以上一定期日払の原則は適用される。もっとも、年俸額を12で除した額を必ず支払わなければならないわけではない。したがって、使用者は、例えば年俸額（通常の賃金の年額）が600万円の労働者に対しては、毎月一定の期日を定めて1月50万円ずつ賃金を「支払わなければならない」とする本肢は誤りである。
- 問 7 【平成23年問4】
- A 正しい 労働基準法34条2項ただし書
- B 正しい 労働基準法35条2項、法施行規則12条の2第2項
- C 正しい 労働基準法34条1項。36協定を締結し、行政官庁に届け出たとしても、休憩は、労働基準法のとおりに与えなければならない。

HB79頁～

HB80頁

HB81頁

HB85頁

HB101頁～

HB123頁

HB125頁

HB122頁